

第 19 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 16 年 2 月 19 日（木）午後 1 時 00 分～午後 1 時 51 分
場 所 芸濃町総合文化センター 町民ホール
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

どうも皆さん、いつも、いつもお忙しいところを協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。ご案内の第 19 回目でございます。今日芸濃町さんのホールをお借りして開催をさせていただくことになりました。芸濃町さんには、いろいろとお世話をかけたと思いますが、ありがとうございます。もう 2 月も半ばを過ぎまして、それぞれ 3 月議会を控えておりまして、新年度の事業計画、予算等々、ご苦労なさっていることと思います。お互い、税収もなかなか厳しくございますし、国の三位一体改革の影響もあり、地方交付税収入も随分と厳しくございます。そういった中で、新年度の予算ですけれども、皆さん方のお考えの中には、かたわら合併ということも入ってまいりますから、よけいに難しい政策を強いられている、こんなような毎日であるとうと、お察し申し上げたいと思います。今日は私どもが 19 回目でありますけれども、お隣の松阪の協議会はおそらく、合併協議の調印、おそらくこんなことになっているのではないかなと思いますけれども。私どもは私ども。いろんな諸案件、よく協議の中で詰めてまいって、将来の過ちのないようにいたしたいと、こんなふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。それでは、今日の議事は、報告事項が 2 件、それから、前回提案をさせていただきました協議事項が 5 件ございます。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

事務局長 ここで、新委員のご紹介をさせていただきます。香良洲町議会の役員改選に伴いまして、藤川委員におかれましては、今回から香良洲町議会議長として協議会にご出席いただくことになりましたので、ご紹介をいたします。

藤川委員 ただ今、ご紹介いただきました藤川でございます。先程局長からお話ございましたとおり、香良洲町議会の役選がございまして、当協議会の委員としてさせていただくことになりましたので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

事務局長 どうぞ、よろしくお願ひいたします。それでは、会議次第 3 に入ります前に、協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、おそれいりますが、会長議長席まで移動をお願いいたします。なお、本日、本多委員と渡邊委員がご欠席との連絡をいただいておりますのでご報告いたします。それでは、会長よろしくお願ひいたします。

会 長 はい。それでは、早速ですが、津地区合併協議会規約第 9 条第 2 項の規定によりまして議長を務めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、なにとぞ議事進行のご協力をお願いを申し上げます。それでは、本日の議事に入ります。今日の会議は委員 23 人のご出席で、協議会規約第 9 条第 1 項の規定を満たしておりますので、会議が成立しておりますことを、先ず、ご報告を申し上げ、次に今日の会議録

の署名委員をお願いをいたしたいと思います。一志町長の前山委員さん、お願いをいたします。それから、津市議会議長の田村委員さん、お願いいたします。3号委員から、鈴木委員さん、お願いをいたします。このお三方にお願いをして、本日の議事に入ります。先ず、報告第83号から報告第84号につきまして、事務局からまとめて説明をさせます。

3 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第83号 産業労働部会工業振興分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第84号 産業労働部会林政分科会の事務事業調整方針について
- 資料に基づき、事務局長から報告

会 長 　ただ今、83号は工業振興分科会、84号は林政分科会、それぞれご報告を申し上げます。これらにつきまして、ご質問がございましたら、お願いをいたします。ございませんようでしたら、ただ今の内容でご承認をいただけますか。
（異議なし）

会 長 　はい、ありがとうございます。それでは、83号から84号につきましては、ご報告申し上げます原案どおりの承認といたします。

(2) 協議事項

- ・議案第11号 平成15年度津地区合併協議会補正予算（第2号）について

会 長 　次に、今日の協議事項に入ります。先ず、議案第11号は、平成15年度津地区合併協議会補正予算（第2号）でございます。歳入歳出補正予算の内容は前回ご説明をいたしましたとおりでございますが、ご質問がございましたらお願いをいたします。よろしゅうございませうか。それでは、特にご意見がないようでございますので、議案第11号、平成15年度の私どもの協議会の補正予算につきましては、原案どおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

会 長 　ありがとうございます。それでは、原案どおり決定をさせていただきます。

- ・協議第60号 一部事務組合等の取扱いについて（その2）

会 長 　次に、協議第60号、一部事務組合等の取扱いについて（その2）でございますが、この項目は、土地開発公社の設立についてでございます。今、津の津市土地開発公社、それから久居市土地開発公社、安芸土地開発公社、一志中部土地開発公社、この4公社が設立をされております。土地開発公社は、地方公共団体に1公社というのが原則でございますので、この4つの土地開発公社につきまして、統合についての調整の必要がございます。調整の内容といたしましては、津市の例により調整をする、合併と同時というふうにしてあります。具体的な内容でございますが、新市で土地開発公社を設立をいたしまして、そして、久居市土地開発公社、安芸土地開発公社、一志中部土地開発公社につきましては、合併の日までに財産、債権、債務を津市土地開発公社または当該設立市町に引き継ぎ、解散をする方向で調整をする。津市土地開発公社につきましては、財産、債権、債務を新市土地開発公社に引き継ぐ。こういうような調整内容でございます。それでは、ご質問をいただきまして、この内容を協議した

いと思いますのでよろしく願いをいたしたいと思います。いかがでございましょうか。どうぞ、辻委員さん。

辻委員 久居市の辻でございます。協議第60号の一部事務組合等の取扱いの中の土地開発公社についてですが、先日、特別委員会がございまして、委員から質問がございましたので、それについて質問させていただきます。久居市の場合、合併と同時に、久居市土地開発公社は一応解散する形になっておりますが、委員の中から新しい土地開発公社ができるに当たって、この資料では参考資料として不十分であり、見通し、現状等を明らかにする資料提供が求められたのですが、それができなかった現状がございまして、今回結論を出すのではなく資料提供を求めてもう少し慎重審議していただけたらどうかというご意見がございましたので、ご質問をさせていただきました。

会長 資料について。さて、その資料を提供するしないということについてですか。それとも、もっと開発公社の、それぞれの、4つありますけれども、中味のことでしょうか。はい、どうぞ。

辻委員 すいません。7/9ページのところで、参考資料がございまして、その中で負債の件が出てきて、このような負債の中の流動負債、固定負債の明細の中での議論がございました。久居市土地開発公社の場合は健全な経営ということもありまして、このような大きな借入金なんかあるのに、どうなんやということを含めて、質問があったんです。

会長 それぞれの中味ですか。

辻委員 そういう、ご意見があったので。

会長 今日のこのご相談は、1本にしようかということなんですけれどもね。ということは、それぞれの公社に、例えば、経営状況等たいへんなことがあれば、それは合併をするのが少し疑問があるとか、そこまで突っ込んでのお話でしょうか。私は、当然いろいろ協議の中で、それぞれの公社の内容を知っていただくのは大事のことですから、これは経営状況等の資料は事務局で用意をさせたいと思いますが、今日はその資料のご提供とは別に公社のあり方として、これは1公共団体に1つというのが、公有地の拡大に関する法律の考え方がありますので。だから、一応1自治体、1公社の原則の中で合わせていきたいと思いますという今日はご提案です。ということで、ご理解をいただけたら先に進みたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。池田市長さん。

池田委員 久居市の池田でございます。特別委員会の議論の中味の中心というのは、津市さんの土地開発公社なり、あるいは安芸土地開発公社等におきまして、多額の借入があるわけですが、そのへんの状況について知りたいと、こういうことですので。今、会長がご発言いただきましたように、1つの市に2つの公社なんてことはあり得ず、当然公社をなくすことはできないので、それについては、理解しておるんですが、先程申し上げましたように、津市さんが132億、芸濃町さんが6億、安濃町さんが9億というような借入が参考資料に載っておりますので、そのへんの中味を知りたいと、こういう意見でございます。

会長 資料提供について、ご意見ありますか。私が申し上げているように、知っていただくのは、これからの合併協議の中でも大事ですから、やぶさかではないというか、当然ご疑問には答えていただく資料がいることは必要だと思いますけれども。まだ出してないの。

財産管理部 あの、先程の決算書というのが、14年度末決算書がございまして、私どもの資料としては、各4つの公社さんの決算書ということになりますが。それでよければ出したいと思いますが、いかがでございましょう。

会長 よければということでもないと思うけれども。なるべく、そういう決算書を中心にして、また、特別委員会あたりで、公社の内容を理解していただくのに必要な書類を整えさせますから、今日は1つにしていくという方向のご確認をしたいと思います。よろしゅうございましょうか。そういうことで、ご異議がございませんようでしたら、

調整方針はこういう方向だということで、これは合併するのであれば、統合していかなければなりませんので、その方向で調整をするということをご承知をいただいて、原案といたしますか、原案はそれだけのことなんですけれども。一部事務組合等の取扱いについて(その2)については、これで確認をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

・協議第61号 消防団の取扱いについて《協定項目》

会 長 続きまして、協議第61号が消防団の取扱いについてであります。これは、協議会で協議をしていただきました消防団の取扱いについての事務調整内容を協定書に記載する内容に整理をしたものでございます。ご質疑がございましたらお願いをいたします。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 はい。それでは特にご意見もないようでございますので、協議第61号、消防団の取扱いにつきましては、原案どおりの内容で確認いたします。

・協議第62号 自治会等の取扱いについて(その2)

会 長 続きまして、協議第62号が自治会等の取扱いについて(その2)であります。この項目は自治会集会所建設等と、それから防犯灯設置補助等でございます。まずは、自治会集会所建設等の調整内容につきましては、津市の例により調整をする、合併と同時としておりますが、調整の具体的内容は、補助基準は、津市の例により調整をいたします。ただし、限度額につきましては新築・取得・増築は1,000万円、それから修繕は100万円とご提案をいたします。続きまして、防犯灯設置補助等についてであります。調整内容は津市の例により調整をする、合併と同時としております。調整の具体的内容は、防犯灯設置補助金額および支出については津市の例により新市の防犯協会を経由して行う。こういうことになっております。ただし、既に設置をされております防犯灯、街路灯、通学路灯のうち市町村の管理分につきましては、原則として新市に引き継ぎます。こういった調整内容でございます。いささか細かいところのご相談で恐縮なんですけれども、ご質疑がございましたらお願いをいたします。はい、どうぞ。河芸町さん。

水谷委員 河芸町の水谷でございます。防犯灯について、1点質問をさせていただきますが、これによりますと市町村管理分については、原則的に新市に引き継ぐということですが、その内容は、防犯灯、街路灯、通学路灯となっておりますけども。これは、実態としては、今私ども同様の措置をしておりますので、よく分かっておりますが、ただ、津市の例により、今後調整していくという案中では、新市の防犯協会を通じてということになっておりますね。その時に防犯といった解釈でいった場合に、通学路とか街路灯とかいう部分が入るかどうかが、そういうのは検討されているのかどうか、そういう点ちょっと疑問なんです。つまり、私どもが町づくりの基本としておるのは、環境整備という面から、夜間町を明るくしようという呼びかけに応じていった場合、必ずしも防犯としてはできてないという部分がありますので、そういうふうな解釈がこれから先も成り立つのかどうか、私どもは自治会組織を中心に町づくりの要望を取

り上げて、それで推進していくという背景がありますので、ちょっと、この防犯協会については、馴染みがまったく無いというぐらいの運用になってきますので、そのへん、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

会 長
市民部会

はい。分かりました。それでは、部会長さん、お願いします。
先程のお訊ねでございます。防犯灯の補助につきましては、今後、防犯協会から自治会への補助で行っていくという形を取らせていただいております。いわゆる、通学路、それから街路灯、通学路灯、街路灯でございますね。そういう部分につきましては、街路灯につきましては、当然、いわゆる都市計画の部分でございます。主として、私どもの考えておりますのは、交差点等の周辺に設置されるものでございまして、水銀灯とかが主なものになってこようと、このような形で考えております。通学路灯につきましては、いわゆる教育委員会の方で、行政として必要があれば、予算計上して行って、その設置を検討していくものと、このような考えでおりますことから、夜間の、市民の地域の安全、安心といった地域づくりに寄与する分については、文字どおり、防犯活動という形で今回提案をさせていただいた上で、防犯灯に限っていくというような形を考えているところでございます。

会 長
水谷委員

防犯灯に限ってという答弁をしていましたが、
再度、もういっぺんお尋ねします。それじゃ、この新市の防犯協会というのは、どういふふうな組織構成になっているのか。私が思いますのは、もし、これが自治会とか参加しているということであれば、何も防犯協会を通じてということをしなくても、自治会を中心にやれば、それですむんじゃないかというような感じがするんですけどね。でないと、通学路であれば教育関係、街路灯であれば交通関係ということで、セクション全部わけてしまうと、たいへん複雑になっていくんじゃないかと、そういう感じがするんですがね。いかがですか。

会 長
市民部会

どうぞ。
先ず、防犯協会のお訊ねでございました。防犯協会から説明を申し上げますと、津市でございますと、津市の助役が会長となりまして各地区の自治会連合会長さん、それと津警察署の関係者の方で組織をされておまして、活動内容といたしましては、河芸町さんとか、安濃町さんと同様に、防犯思想の高揚とか、各種の防犯活動、こういったものを通じまして、平和な社会を実現することを目的として、設置をいたしておるところでございます。次に、なぜ行政といいますか、自治会のお申し出によって、直接やっていかないのかということでございますけども、先程申しました安全、安心な地域づくりといいますのは、行政と自治会と警察が一体となって行っていくのが望ましい姿ではなからうかと。そういう形で従来から捉えておまして、そうした観点から協会の主な活動といたしまして、防犯活動の一環として行われております自治会が設置していただいております防犯灯、この防犯灯に関しましての補助金項目につきまして、行政が単独で決めていくのではなくて、警察と自治会さん、こういったところを交えまして、幅広い立場から防犯に適切であればというような選考等を行っていただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長
辻 委員

ご理解いただけましたか。何か、この場でやっていただくのを恐縮に考えているぐらいの、手続きだけですけどもね。よろしゅうございますか。他にご意見ございませうか。はい、どうぞ。
久居市の辻です。よろしくお願ひします。また、ご質問させていただきます。2つございまして、自治会等の取扱いの中で、まず最初に、自治会が管理しております防犯灯の電気料の補助金の件なんですけど、久居市は電気料金の半分、1/2の補助を行っております。これが、今度、自治会だけの補助にということなんですけど、久居市はこの防犯灯に関しましては、自治会だけが負担すべきではなく、行政も支援すべきという観点ですとこのような補助を行っておりますので、新市の補助制度に採用していただいたらどうかという、この前の特別委員会で委員より、ご質問がございませ

たので、ご意見を言わせてもらいました。もう1つ、集会所の修繕補助金の金額なんです。新築の方の上限1,000万円は、これは結構なんです。修理の方の上限を久居市は150万円にしております。これが100万円になります。新築の集会所は、今後なかなか建てられなく、老朽化している集会所がございまして、修繕の方が、これから多くなってまいります。耐震の件もございまして、100万円が限度額では、補助は少ないと思われまして、各町村の例により300万円ぐらいの程度に引き上げたいというご意見がございましたので、こういうご検討はないのかどうかだけお聞きいたします。

会 長 それじゃ、それぞれの部会、幹事会でどういうご意見があって、議論があって、こういうまとめになったのか、少し詳しく。じゃ、どちらから。まず部長さん。

市民部会 少し詳しくということでございまして、専門部会、それと幹事会を通した中で議論がございましたことを紹介しながら説明させていただきたいと思っております。まず、防犯灯の電気料金の補助でございまして、既に設置されております防犯灯、街路灯、通学路灯のうち市町村管理分、これは現在2,787基ほどございまして、この負担金につきましては、原則といたしまして新市に引き継ぐということで、現在調整させていただいているところでございまして、そういったしまして、10の市町村で唯一自治会管理分の防犯灯の電気料、電気料金、これを補助されているのは久居市さんでございまして、合併後は他の市町村さん同様に補助の取扱いにつきましては、自治会経費の中で、例えば自治会活動補助金というのを支払う予定でございまして、1世帯当たり、これは年間400円でございます。この自治会活動補助金を活用していただくように、市民生活公聴分科会においては、調整がなされたところでございまして、なお、前回ご協議をいただいております自治会への補助金の在り方、この時におきまして、現行自治会へ支給額と暫定基準による積算をいたした訳でございます。この現行の支給額と暫定基準による積算額が著しく差が生じた場合につきましては、暫定的に激変緩和策という形で補填措置を講ずるものといたしまして、提案、ご承認をいただいているところでございまして、久居市さんにつきましては、平成14年の実績で電気料金が350万円でございます。これとほぼ同額の補填措置を講ずるということで、先程申し上げました前回に提出させていただきました資料、自治会補助金等の実績および試算という資料をお渡しさせていただいております。その中で差額調整としてお示しさせていただいておりますので、そういう形で調整を行ったところでございまして、そして、議論の中味、専門部会での議論の中味でございまして、ちなみに10の市町村におきまして、現在自治会設置分で判明しております防犯灯の総数でございますが、6,465基ほどございまして、津市をはじめといたします総数不明の市町村さん、これが6市町村ほどございまして、総数の約2.5倍としますと、約16,000基ほどになるんじゃないかと、当然補助をするなら公平ということになります。そうした場合、同じ単価の1,100円の補助をいたしますと、年間1,760万円という金額が計上の必要ということで、この電気料金補助は論議から外してまいったという経緯でございます。それから、自治会集会所の件でございます。自治会集会所につきましては、10の市町村で限度額を金額で設定されております市町村の平均、これを計算いたしますと、200万円ほどになりました。ただ、30/100の補助でございまして、35/100といった総額の1/3程度を限度とされている市町村もございまして、この平均の金額が200万円というのが、一概に申し上げられないところでございまして、そうした中で10の市町村の過去の3年間の実績を調べさせていただきました。補助対象となります件数が54件、それから修繕費用の平均が約157万円。200万円以内の修繕、これが72%ほどでございまして、従いまして修繕経費の1/2補助の補助メニューでございまして、1件当たり平均補助実績額が約73万5千円となっておりますものの、100万円といたしましたのは、新築の建築補助の1割程度は妥当ではないかというようなご意見をいただくこともございまして、上限額を100万円

という調整を行ったところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思
います。

会 長 それでは、幹事会での議論は。

高橋幹事長 同じ議論です。

会 長 防犯灯については、自治会を通して激変緩和措置というふうには部会長は言ってお
りましたし、それから施設補助整備につきましては、大体どのぐらいの形で修繕なされ
ているか、実態をとらまえての金額、そんなふうには言っております。ただ、こういう
問題みんなそうですけども。行政ニーズというか、そういうものが、こういう仕事に
多くなってくれば、何も新市になってから、またそっちの方に重点をおけばいい訳で、
スタートの時の考え方というのは、平均的な考え方でまとめておいて、みんながスタ
ートしたら、こんなふうには思いますが。スタート当初からちょっと低いんじゃないか
というご意見があったということは記録に残っていることと思います。こういうコミ
ュニティ組織としての施設が、今後どんな役割をしていくのか、大きく物事を考える
のに要素がございますし、私としては、幹事会、専門部会のそれぞれの行政担当者が
まとめていったわけでございますので、そういった格好でスタートさせたいと思は
れますが。よろしければ、皆さんに、特にご意見がなければ、先に進めますが。よろ
しゅうございますか。ちょっと、私が補足をいたしましたけれども、そういったこと
で、この件の取扱いはいかかでございますでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、補助限度額等につきまして、久居市さんからの
ご意見もいただきましたが、新市のスタート時点としての調整案はこれで進めてさせ
ていただきます。それでは、協議第 62 号自治会等の取扱いについて(その 2)につい
ては、原案どおりの内容で確認いたします。

・協議第 63 号 国民健康保険事業の取扱いについて(その 1)

会 長 続きまして、協議第 63 号が国民健康保険事業の取扱いについて(その 2)です
が。この項目は葬祭費についてでございます。調整の内容といたしましては、津市・河芸
町等の例により調整する、合併と同時としております。葬祭費の 1 件当たりの額は 5
万円としております。以上のような内容でございますが、ご質疑がございましたらお
願いをいたしたいと思えます。よろしゅうございますか。だいたい、数字をもって決
められた、この表を見ていくと 3 万円のところもあるし、それ以上のところもあるん
ですけれども、5 万円という調整案ですが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 はい。ありがとうございます。それでは提案をさせていただきました調整案でま
とめさせていただきたいと思えます。これも、やっぱり同じ考え方なんです。新市とし
てのスタート時点で、こういうふうにしていこうということでございます。それでは、
今日の協議事項は以上でございます。続きまして、会議次第の 4、次回の協議会の日
程、それから第 20 回の協議会でございますが。そこで、国際交流とか慣行であります
とか、そういったことのご協議をお願いをしますので、説明を聞いていただきたいと思
います。それでは、川上さん。

4 次回協議会（第20回）について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成16年3月4日（木）午後6時

場 所 津市役所 8階 大会議室

協議予定事項

協議第64号 慣行の取扱いについて《協定項目》

協議第65号 各種事務事業の取扱いについて

国内・国際交流関係《協定項目》

協議第66号 各種事務事業の取扱いについて

農林水産関係（その3）

会 長 ただいま、説明をしていただきました。ちょっと、内容の込み入ったやつもごさいますけれども、何かご質問がございましたら、お願いをしたいと思います。詳細のところは、できれば、それぞれの幹事さんなりを通して、データなんかをよくご覧になっていただきたいと思います。生産調整なんかは複雑ですので、ご理解をしていただくのに、大変だと思います。ただ今、大ざっぱな考え方を申し上げましたが、是非ご理解を深めていただければと思います。よろしゅうございますか。是非ご検討をしておいてくださいませ。それでは、それ以外、何かありますか。

事務局長 ごさいません。

会 長 そうですか。では、今日予定しております事項は以上でございます。委員の皆様それぞれ、何かとお忙しいとは思いますが、是非、それぞれのお立場でご議論いただきたいと思います、こんなふうに思います。それでは、協議会はこれで終了させていただきます。お忙しい中、ありがとうございました。

平成 16 年 3 月 16 日

署名委員 1号委員 一志町長

前 山 禮 三 印

2号委員 津市議会議長

田 村 宗 博 印

3号委員 津商工会議所常議員

鈴 木 秀 昭 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。